

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85の3条第4項で準用する同法第5条第3項の規定に基づき、県営緊急農地防災事業（新藤高地区）の土地改良事業の計画の概要につき名古屋市長と協議したので、同法第85条第6項の規定により土地改良事業の計画の概要を縦覧します。

なお、同法第85条第7項に基づき、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和8年3月30日までに名古屋市長に意見書を提出して下さい。

令和8年3月2日

藤高土地改良区
理事長 加藤 和政

- 1 書類の名称
土地改良事業計画の概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和8年3月2日から令和8年3月30日まで
- 3 縦覧の場所
名古屋市港区役所 南陽支所 港農政課
- 4 意見書の提出方法
書面にて直接名古屋市港区役所 南陽支所 港農政課へ提出